

トイレットペーパーホルダの検査マニュアル

昭和54年1月1日
製品安全協会

安全性品質について

1.(1) 認定基準

「手等」には、指などペーパーホルダと接触するおそれのある体のすべての部分を含むものとする。

1.(1) 基準確認方法

(イ) 「約1Kgの力」は検査前に、新聞紙を巻いた金属製丸棒を、台ばかりの上で押しずらすことによって約1Kgの感覚をつかみ直ちに検査をするものとする。

(ロ) 「押しずらしたとき」とは、新聞紙を巻いた金属製丸棒を試験箇所にてできるだけ直角にあてて、平行に動かすことをいう。

1.(3) 認定基準

「折り返し等」には、堅ろうな被覆処置が施されているものも含むものとする。

1.(3) 基準確認方法

「スケール等」とは、ノギス又はそれと同等以上の性能を有する測定具をいう。

1.(7) 基準確認方法

「スケール等」とは、Rゲージ又はそれと同等以上の性能を有する測定具をいう。

1.(8) 基準確認方法

「スケール等」とは、鋼製直尺又はそれと同等以上の性能を有する測定具をいう。

3. 認定基準

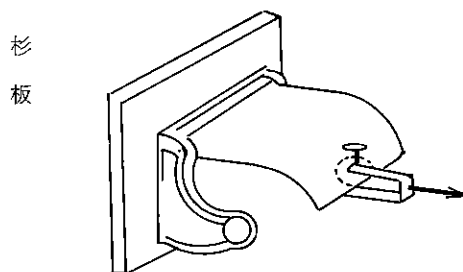
(イ) 「各部にき裂、破損」とは、それが軽度であっても使用上支障のある異状とみなすものとする。

(ロ) 「使用上支障のある、緩み、がた、変形等の異状」については、2.操作性の(1)、(2)及び(3)の項目により確認するものとする。

3.(1) 基準確認方法

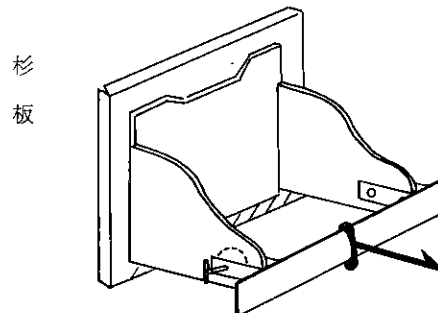
(a)及び(b)の引張試験の方法は下図のようにして引張る箇所にはすべり止め(直径20%厚さ10%のゴム板等)を施して行うものとする。

(a)



(参考図1)

(b)



(参考図2)

3.(2) 基準確認方法

各形の中央上部等に力を加えるときは測定具端子がすべらないようすべり止め（直径20%厚さ10%のゴム板等）を施して行うものとする。

3.(3) 基準確認方法

各形の先端部等に力を加えるときは、測定具端子がすべらないようすべり止め（直径20%厚さ10%のゴム板等）を施して行うものとする。

表示及び取扱説明書について

(1) 認定期準

「容易に消えない方法」とは、手又は布でこすったとき消滅又ははく離しないことをいう。